

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会車いす貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自立歩行の困難な者の社会参加を促進し、また介助者の日常介護を援助し、在宅福祉の増進を図るため、社会福祉法人西尾市社会福祉協議会が所有する車いすの貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 車いすの貸出対象者は、市内に在住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「利用者」という。）又は利用者を介助する者であること。

- (1) 歩行困難な高齢者
- (2) 身体障がい者
- (3) 疾病、傷病等により一時的に歩行困難な者
- (4) 前号に定める者のほか、社会福祉法人西尾市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた者

2 車いすは、前項の対象者が日常生活において介助、通院、外出、旅行等の用途に、一時的利用するとき貸し出しする。

(貸出期間)

第3条 車いすの貸出期間は、原則として2ヶ月以内とし、継続して更新することはできないものとする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用料)

第4条 利用料は、無料とする。

(申請手続)

第5条 車いすの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日までに所定の車いす利用申請書を会長に提出しなければならない。

(使用責任)

第6条 車いすを利用目的に反して使用したり、車いすを第三者に転貸してはならない。

2 車いすは、安全な使用に努めるものとし、車いすの使用期間中に生じた損害賠償等の責務は、すべて申請者が負うものとする。

(返却)

第7条 申請者は、使用後に貸出場所に返却しなければならない。また、返却時には、使用状況について会長に報告しなければならない。

(利用の中止)

第8条 車いすの故障等により安全に使用できないと会長が判断した場合は、事前に利用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は、行わないものとする。

(委任)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。